

ストッププルトニウム神奈川連絡会 2014 年総会 & 講演会
被害者の切り捨て＝棄民は許さない！

2014 年 1 月 24 日 (金曜)

午後 6 時開場 6時30分開会

かながわ労働プラザ
4階第 4,5,6 会議室
(JR石川町駅徒歩3分)



6:30～7:00 総会

7:00～8:15 講演

被害者の切り捨て＝棄民は許さない！

—福島原発事故の責任を問う集団訴訟を提訴—

お話: 村田 弘 さん(福島原発かながわ訴訟原告団 団長)

参加費:無料

—福島原発かながわ訴訟と村田弘さんの紹介—

東京電力福島第一原発事故で福島県からの避難を強いられている全国の被害者が、東電と国に対し訴訟を提起して損害賠償を求めている。神奈川では9月11日に17世帯44名、12月12日に6世帯21名が原告として、人間らしい暮らしと、かけがえのない故郷の回復を求めて横浜地裁に提訴した。国と東電の責任を明らかにし、二度とこのような大惨事を起こさせないようにする。

かながわ訴訟原告団長の村田弘(むらたひろむ)さんは、福島県南相馬市から横浜市旭区に避難している。元全国紙記者の村田さんは2002年末に定年退職した後、故郷に戻り妻の実家を退職金でリフォーム。畑を開墾し、桃やリンゴの無農薬栽培に挑戦していた「ついのすみか」を原発事故で奪われた。

主催:ストッププルトニウム神奈川連絡会

連絡先:プルトニウムフリーコミュニケーション神奈川

Tel.045-423-0341(水沢)

Pu-free-com@k.nifty.jp

「ストッププルトニウム神奈川連絡会(略称:ストッププルト)」は神奈川県内の労働組合(自治労神奈川県本部、神奈川県高等学校教職員組合、全水道神奈川県支部)と市民グループ(プルトニウムフリーコミュニケーション神奈川、放射能から子どもたちと未来を守る会、武蔵工大原子炉事故連絡会)で構成されている、市民団体(NPO)です。

横浜支局 〒231-0007 横浜市中区弁天通4-52
 ナインティーン横浜ビル4階 電話:045-201-1151
 FAX:045-201-1046 Eメール:yokohama@tokyo-np.co.jp

川崎支局 〒210-0006 川崎市川崎区鈴子1-1-14 JTB川崎共同ビル5階
 電話:044-222-1011 FAX:044-245-9514

横浜支局
 電話:0467-45-6428
 0466-28-8359
 0465-32-1272
 042-752-3377
 046-222-4500
 044-966-8908
 044-733-0750

購読のお申し込み
 0120-026-9999

配達 集金お問い合せ
 03-6910 2556

広告のご用命
 045-201-1155

神奈川

「被害者放置の国に異議」

「一言で言うと悔しい。このままだと、国に見捨てられるという危機意識がある。避難者の実情を訴えたい。頼れるのは司法しかない。追い詰められた気持ちです」

東日本大震災から2年半

原発事故 南相馬から避難の村田さん



元新聞記者の村田さんは、2011年3月に定年退職した後、故郷の南相馬市に居る。空襲家になった妻の実家を退職金でリフォーム。畑を開き、桃やリンゴの無農薬栽培は継続していた。

しかし、家が畑が福島第一原発から二十キロ圏内だったため、原発事故で避難を余儀なくされた。現在は一時帰宅できるようになったが、退職金をつき込んだ「2つのすみか」には住めないままだ。事故前から横濱に住む娘夫婦とともに二戸建て住宅を借り、二世帯同居を続ける。

村田さんは、原発事故当時の東京幹部や政府関係者を、業務上過失致死罪で告訴し、業務上過失致死罪で告訴し、告訴した。福島原発事故死にも名を連ねる。東京地検は九月、告訴・告訴された東京幹部ら四十二人を「刑事責任を問うのは困難」などとして全員不起訴にした。

告訴団、訴訟団に参加

しかし、翌日の朝刊各と違ってほしい。外国に紙は、八日早朝に決定し、言ってもしょうがない。た。2010年夏季五輪の一体とこの国の首相の東京開催を報じる「ニュー」かと、村田さんは噴き出して、全面的に、全員の。一方、自身が被災者に對的に扱いが小さくなったことで、記者として九日は新聞休刊日明けての歩みを反省した面もつた。ともあった。

「記者は事件や事故を客観的に取材して伝えるユースで紙面が一杯の日を狙って、検察が意図的に突撃した」と、元新聞記者の村田さんは、怒りを隠さず、記者の視点から分析した。村田さんは、怒りを隠さず、記者の視点から分析した。村田さんは、怒りを隠さず、記者の視点から分析した。



提訴の避難者ら

怒りを込めて行進

福島第一原発事故で、県内などに避難した被災者四十四人が東京電力と国に総額約十一億円の損害賠償を求めた訴訟で、原告団の十数人は十一日午後二時ごろ、横濱地裁の前で「暮らしを返せ、古里を返せ」と声を上げながら、横断幕を掲げて行進し、訴状の提出に向かった。

提訴後の会員では、福島県南相馬市から愛川町に避難した山田優子さんが「事故原因も責任の所在も放置したまま、賠償を個別のことに躍起」と東電と国を批判する原告団声明を、声を震わせながら読み上げた。弁護団長の水地啓子弁護士(左)は「国の『原子力損害賠償紛争解決センター』による裁判申し立てで賠償請求してきたが、それでは内容も額も不十分と判断し、訴訟を決めた」と経緯を説明した。

《 第 1 回 口 頭 弁 論 》

1月29日(水)午後2時~3時 横浜地裁 101号法廷

- * 原告が被害の実態を訴えます！ *
- * 傍聴席をいっぱいにしましょう！ *

* 終了後4時頃まで報告集会を行います(近くの民間ビルに移動します)。

\\(^o^)/ 『福島原発かながわ訴訟を支援する会』結成集会 \\(^o^)/

1月29日(水)午後6時30分から 開港記念会館(地裁向い)6号室